

大分県議会議長 御手洗 吉生 殿

政策検討協議会
会長 三浦正臣



令和3年度政策検討協議会報告書

政策検討協議会（以下、「協議会」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項及び大分県議会会議規則（昭和40年大分県議会規則第1号）第124条第2項の規定に基づき、議員提案による条例の制定、政策立案・提言及び県議会の諸課題等の協議・調整の場として、令和3年5月1日に設置されました。

設置期間は令和5年3月31日までとなりますが、令和3年度における協議会としての活動成果を、下記のとおり中間報告します。

記

1 男女が生き生きと暮らせる大分県づくりに向けた政策提言について

誰もがお互いを尊重しながら自分らしく生きることができる社会、性別にかかわらず能力を十二分に発揮できる社会の構築が求められています。

令和元年度に県が行った調査では、「男は仕事、女は家庭」に「同意しない」という方が、初めて男女ともに5割を超えました。一方で、社会全体において男女の地位が平等であると回答した方は13.9%にとどまるなど、ジェンダーギャップ（男女格差）解消に向けた、更なる取組が必要とされています。

そのような中、本協議会では「男女が生き生きと暮らせる大分県づくり」をテーマとした調査研究を行うこととしました。

ジェンダーギャップ（男女格差）に関するアンケートの実施や有識者のご意見を賜りながら検討を重ね、協議会としての政策提言案（別紙1）をとりまとめました。

今後、執行部に対して政策提言を行い、男女が生き生きと暮らせる大分県づくりに向けた取組が充実・強化されることが期待されます。

2 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律に基づく県議会の取組について

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律は、令和3年6月16日に公布・施行されました。本協議会では、この法律が改正されたことに伴い、大分県議会の取り組みとして、国・地方公共団体の施策の強化のうちセクハラ・マタハラ等への対応として、以下の2項目を検討しました。

- (1) 防止に関する研修
- (2) 相談体制

具体的には、(1)防止に関する研修は、令和3年度の早い時期に開催するとの方針のもと調整を行い、令和3年第4回定例会開会日の11月24日に開催しました。また、研修の実施は2年に1回が適当であるとししました。

(2)相談体制については、要綱で定めることとし、検討を重ねて「大分県議会議員ハラスメント防止要綱(案)」(別紙2)を作成しました。

3 県議会におけるデジタル化等の推進について

現在、国を挙げて行政のデジタル化が進められており、大分県では、全庁組織「大分県DX推進本部」を令和3年6月に設置し、あらゆる分野でDXを推進していくことにしています。

このため、県議会においても、議会運営の活性化や効率化に向け、ICTを活用した議会デジタル化を進めると共に、コロナ禍における議会運営の安全性と質の確保を図るため、次の項目について、計画的な機器整備や運用体制の構築に係る検討を進めてきたところです。

- (1) 委員会室等の感染防止対策と音響改善
- (2) リモート会議環境の整備
- (3) 会議のペーパーレス化

具体的には、(1)委員会室等の感染防止と音響改善の対策として、委員会室に委員用の個別マイクユニットや音響システム、本会議場に高音域対応スピーカーを整備し、改善を図りました。

また、(2)リモート会議環境の整備として、会議専用モニターなどリモート会議用機器一式を整備し、早速、今年度の常任委員会所管事務調査や都道府県議会議員研究交流大会などで活用しています。今後は、オンラインによる委員会を開催可能とするため、委員会条例を一部改正することとしています。

さらに、(3)会議のペーパーレス化を図るため、全議員へのタブレット端末の配備、ファイル共有システムの導入及び議会棟の無線LAN環境を整備することについて協議決定しました。併せて、本会議場においてもパソコンやタブレットなど情報機器の使用を可能とするため、使用に関する申合せ事項を一部改正しました。

引き続き、タブレット端末利用に当たっての管理規程を整備する等、運用面についても検討し、議会のデジタル化を推進していきます。

4 一般質問・質疑の在り方について

一般質問・質疑の在り方について、県議会の諸課題の一つとして委員から発言機会や回数の見直しの提案があり、別添の資料（別紙3）を参考に協議を行いました。協議では、以下のような意見がありました。

- ・市議会では全議員に毎回質問の機会が与えられるが、県議会では年に1回程度しかない。質問したいときに順番が回ってこない。
- ・一般質問枠のない会派には質疑の機会があるものの、議案に対するものに限られており、幅広い質問ができない。
- ・議案に対する質疑については、会派の枠を外し、一般質問の有無にかかわらず認めるべきである。
- ・議員一人が年に一回の質問回数では少ない。せめて一回半くらいあるとよい。
- ・会派の中でも様々な意見がある。
- ・質問の時間について、答弁と合わせて50分以内とすれば質問回数が増やせると思う。

以上のように、一般質問・質疑の在り方については、多様な意見があり、本協議会では一定の方向性を見いだすことはできませんでした。今後は、一般質問・質疑の在り方について定める議会運営要領を所管する議会運営委員会において、適切に対応されるべきものと考えます。

令和3年度政策検討協議会 開催経過

- 第1回 日 時：令和3年6月15日（火）
議 題：設置運営要領、副会長選任、検討テーマ、今後のスケジュールの協議
- 第2回 日 時：令和3年6月30日（水）
議 題：検討テーマの協議
議会のデジタル化等の推進について
- 第3回 日 時：令和3年7月21日（水）
議 題：男女共同参画に関する現状・取組等について（執行部説明）
ジェンダーギャップ（男女格差）アンケートの実施について
議会のデジタル化等の推進について
- 第4回 日 時：令和3年8月27日（金）
議 題：男女が生き生きと暮らせる大分県づくりに関する意見聴取
（ニッコン株式会社 代表取締役社長 佐藤 宝恵 氏）
議会のデジタル化等の推進について
- 第5回 日 時：令和3年9月8日（水）
議 題：男女が生き生きと暮らせる大分県づくりに関する意見聴取
（前豊岡市長 中貝 宗治 氏）
議会のデジタル化等の推進について
- 第6回 日 時：令和3年9月27日（月）
議 題：男女が生き生きと暮らせる大分県づくりに関する意見交換
（大分大学学生）
ジェンダーギャップ（男女格差）アンケートの結果について
政治分野における男女共同参画の推進に関する法律について
- 第7回 日 時：令和3年10月29日（金）
議 題：男女が生き生きと暮らせる大分県づくりに関する意見聴取
（株式会社古城 代表取締役社長 古城 一 氏）
議会のデジタル化等の推進について
- 第8回 日 時：令和3年12月9日（木）
議 題：男女が生き生きと暮らせる大分県づくりに関する意見交換
・執行部との意見交換
・政策提言に向けた論点整理（素案）について
ハラスメントの防止に関する要綱（素案）について
議会のデジタル化等の推進について
- 第9回 日 時：令和4年1月24日（月）
議 題：男女が生き生きと暮らせる大分県づくりに関する政策提言（案）について
ハラスメントの防止に関する要綱（案）について
議会のデジタル化等の推進について
一般質問・質疑の在り方について
中間報告書（素案）について

第10回 日 時：令和4年2月24日（木）
議 題：男女が生き生きと暮らせる大分県づくりに関する政策
提言（案）について
ハラスメントの防止に関する要綱（案）について
議会のデジタル化等の推進について
中間報告書（案）について

第11回 日 時：令和4年3月3日（木）
議 題：中間報告書（案）について
来年度の活動について

(令和3年5月1日設置)

政策検討協議会 委員名簿

会 長 (副議長)	三 浦 正 臣
副会長	羽 野 武 男 (県 民 ク ラ ブ)
委 員	今 吉 次 郎 (自 由 民 主 党)
委 員	太 田 正 美 (自 由 民 主 党)
委 員	後 藤 慎 太 郎 (自 由 民 主 党)
委 員	小 嶋 秀 行 (県 民 ク ラ ブ)
委 員	戸 高 賢 史 (公 明 党)
委 員	猿 渡 久 子 (日 本 共 産 党)
委 員	荒 金 信 生 (し ん せ い 大 樹 会)
委 員	麻 生 栄 作 (時 の 会 ・ 県 民 の 声)
委 員	末 宗 秀 雄 (志 士 の 会)
委 員	小 川 克 己 (無 所 属 の 会)



**男女が生き生きと暮らせる
大分県づくりに向けた政策提言(案)**
～ジェンダーギャップ(男女格差)の解消に向けて～

令和 年 月

大分県議会

誰もがお互いを尊重しながら自分らしく生きることができる社会、性別にかかわらず能力を十二分に発揮できる社会の構築が求められています。

県が令和元年度に実施した「男女共同参画社会づくりのための意識調査」では、「男は仕事、女は家庭」に「同感しない」と答えた方が、初めて男女ともに5割を超えました。意識が変わりつつある一方、社会全体において男女の地位が平等であると回答した方は13.9%にとどまっています。

このような状況を踏まえ、県議会では男女という性別に付与されてきた固定的な性別役割分担意識等の解消に主眼を置き、政策検討協議会において「男女が生き生きと暮らせる大分県づくり」に向けた調査研究を進め、次のとおり提言を取りまとめました。

提言の取りまとめに当たっては、有識者からの意見聴取のほか、約150人にアンケートを行い、ジェンダーギャップ(男女格差)を身近に感じた経験、どうすればジェンダーギャップ(男女格差)が解消されるか等について多くのご意見をいただきました。

ジェンダーギャップ(男女格差)を解消し、男女が生き生きと暮らせる大分県をつくることは、大分県版地方創生の取組と軌を一にするものです。九州各県の女性100人当たりの男性人口をみると、本県は各県に比べ、20代、30代ともに男性比率が高く、若い女性から選ばれる大分県になるためにも、ジェンダーギャップ(男女格差)解消に本気で取り組むべきと考えます。

県においては、第5次おおいた男女共同参画プランの着実な実行と合わせて、提言内容を速やかに実現されることを要請します。

なお、県議会においても、昨年6月の政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の改正を受けて、セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント等の防止に向けた研修の実施、相談体制の整備を図ることとしました。

また、同法では、政治分野における男女共同参画の推進に向けて、議会活動への関心を深める取組などを通じ、人材の育成等を行うこととされています。本県議会では、議員自らが講師となり、県内の学校に出向き、県議会の仕組みや役割などを分かりやすく説明する「議員出前講座」の開催や、今年度初開催した「夏休み子ども議会見学」等を通じて、若い世代に県議会への興味を持っていただく取組を進めています。

県議会としても、引き続き県と歩調を合わせながら、男女が生き生きと暮らせる大分県づくりに向けて取り組んでいきます。

【提 言】

1 企業認証制度等の効果的な活用

既存の企業認証制度、表彰制度、宣言制度(以下「企業認証制度等」という。)が、働き方改革、女性活躍、男性の家事・育児参画の推進等に継続的につながるよう、下記に留意してその活用方策を検討すること。

(ア) 企業認証制度等を「見える化」し、企業の更なる取組を促すなど、制度の充実を図ること。

(イ) 企業認証制度等が企業のイメージアップや、優秀な人材の確保につながる等、企業価値の向上に資するものとなること。

(ウ) 既存の企業認証制度等を所管する複数の部局で連携して取り組むこと。

・ 県では、働き方改革、女性活躍、男性の家事・育児参画等、各分野で企業認証制度等を実施。男女共同参画の推進に向けた取組を進めてきた。一方、企業認証制度等が複数あることで、それぞれの認証等を受ける意義が分かりにくくなっているという声もある。

〔各分野の認証、表彰等〕

- ・ おおいたイクボス宣言(福祉保健部)
- ・ 企業の女性活躍推進宣言(生活環境部)
- ・ おおいた女性活躍推進事業者表彰(生活環境部)
- ・ おおいた子育て応援団「しごと子育てサポート企業」の認証(商工観光労働部)
- ・ 「おおいた働き方改革」推進優良企業表彰(商工観光労働部)

2 男女が共に生き生きと働くことができる職場づくり

(1)働き方改革による職場環境の変革

多様な働き方の推進等、「働き方改革」に向けた取組を一層推進すること。

取組の推進に当たっては、特に職場環境を変えることができる企業トップの意識改革を強力に進めること。その際、提言 1 の企業認証制度等の取得に向けた加点等、企業トップが意識改革セミナー等に参加するメリットを感じられるような手法を検討すること。

- ・ 子育て、介護等、ライフステージに応じ、テレワーク等多様な働き方を導入することは、優秀な人材が活躍する機会を与え、ひいては生産性の向上につながる。
- ・ 働き方改革に注目して就職活動を行う若者が多くなっている。優秀な人材を確保するためにも働き方改革は重要。
- ・ 「職場の運営決定が男性だけで行われ、実際に職場を動かしている女性たちの意見が反映されなかった。優秀な女性人材が活用されずに、縦社会の中で男性たちが改革・改善に取りかかろうとしなかった。いずれの場面でも仕事への意欲は低下した。(60代女性)」 政策検討協議会アンケート

目標指標	現況	目標値
一般労働者の年間総実労働時間	大分県:1983.6時間 全国:1924.8時間 (令和2年)	全国平均以下 (令和7年)
年次有給休暇取得率	大分県59.0% (令和2年)	70%以上 (令和7年)

目標指標は「おおいた働き方改革」共同宣言における目標指標

(2)均等な機会と待遇の確保

男女間の賃金格差解消に向けて、雇用分野における男女の均等な機会と待遇の確保に向けた取組を推進すること。

に、採用・配置・昇格等における、性別を理由とした差別的取扱いが行われることのない職場づくりに向けた支援、正規雇用への転換や女性のキャリア形成支援に係る取組等を更に進めること。

- ・ 一般労働者の男女間賃金格差(所定内給与)は、男性の水準を100とした場合、女性は74.3(厚生労働省令和2年賃金構造基本統計調査)。
- ・ 非正規雇用労働者の割合は、男性が22.2%に対し、女性は54.4%(総務省令和2年労働力調査(詳細集計)(年平均))。
- ・ 「職場での昇給・昇格ペースに差がある。(20代女性)」
- ・ 「転職時、年齢・資格・経験・仕事内容が全て同等なのに、上司の一声で男性の方だけ基本給が高く決定された(30代女性)」
- ・ 「以前ほどではないにせよ、賃金格差もまだまだ残っているのではないか(40代男性)」

3 男性による育児や家事が当たり前となる大分県への取組

(1) 男性の育児休業の取得推進

男性の育児休業取得を進めている中小企業の事例共有を始め、仕事の属人化を減らす取組の推進や、男性の育児参画を進めるメリットの啓発を行うこと等により、中小企業における育児休業の取得促進を進めること。

また、育児休業の取得推進に当たり、昇進や復帰の際の待遇等で不利益が生じないように、提言2の取組を通じて企業トップへの働きかけを行い、トップダウンでの意識改革を進めること。

そのうえで、企業トップのメッセージが確実に管理職や従業員まで伝わるよう、社員研修の充実等に向けた取組も検討すること。

あわせて、県の支援策を検討するとともに、国の助成金(両立支援等助成金(出生時両立支援コース))等、既存制度の周知を積極的に行うこと。

- ・ 令和3年6月の育児・介護休業法改正に伴い、令和4年4月から事業主に対し、育児休業を取得しやすい雇用環境の整備等の措置が義務化される。
- ・ 20代の就職活動層に「男性の育休促進に注力し、制度整備を行っている企業を選びたいか」と聞くと、73.8%が「選びたい」と答え、男性就活生では77.5%に上った(令和3年9月7日積水ハウス株式会社「男性育休白書2021特別編」)。
- ・ 一方、「中小企業には育児休業に入る社員の代わりになる人材がいいため、育児休業者が増えると業績が悪化するのではないか」と懸念する声もある。

目標指標	現況	目標値
男性の育児休業取得率	9.9% (令和2年度)	30%以上 (令和7年度)

目標指標は「おおいた働き方改革」共同宣言における目標指標

(2) 男性の家事・育児参画の推進

男性が当たり前家事・育児を担うよう、男性の家事・育児参画の取組を更に進めると。

- ・ 本県男性の家事・育児時間は九州・山口でトップクラスであるものの、本県男女間では、平日で 4.1 倍、休日で 2.3 倍、女性の家事・育児時間が多い。(九州地域戦略会議(令和2年度)調査)
- ・ 「共働きであっても、家庭の仕事(家事)は女性がするものという考え方がまだ多いと思う(20代女性)」
- ・ 人生100年時代。家事や育児のスキルは、性別に関わりなく、自立した生活を続けていく上でも役立つ。
- ・ 夫の休日の家事・育児時間と第2子以降の出生状況をみると、両者には正の関係性がみられる。(厚生労働省「第14回21世紀成年者縦断調査(平成14年成年者)」(2015年))

目標指標	現況	目標値
6歳未満の子どもを持つ男性の家事・育児関連時間の全国順位	12位 (平成28年度)	1位 (令和7年度)

目標指標は「第5次おおいた男女共同参画プラン(令和3年3月)」より

4 アンコンシャス・バイアスの解消に向けた教育・啓発の充実

アンコンシャス・バイアスの解消に向けて、地域、学校、職場その他社会のあらゆる場において、さらなる啓発、教育の充実について検討すること。

アンコンシャス・バイアス・「無意識の思い込み」のこと。

- ・ 「家事や子育ては女性がするもの」「男は仕事をして家計を支えるべきだ」等、性別による固定的な性別役割分担に関する無意識の思い込み、アンコンシャス・バイアスは、育った環境や経験をもとに、自然と身につけてきた物事の見方であり、一朝一夕に解消できるものではない。しかしながら、ジェンダーギャップ(男女格差)解消に向けた全ての施策の基本とも言えるアンコンシャス・バイアスの解消には、引き続き粘り強く取り組んでいく必要がある。
- ・ 「家庭内で女性を理由に家事の手伝いをさせられた。兄弟はさせられなかったので不公平だと思った。(30代女性)」
- ・ 「子どもが体調を崩した際、夫が仕事を休もうとしたが、会社から『奥さんが休めばいいじゃん』と言われ、夫は休めなかった。仕事を休むのはなぜ母親と決まっているのか。(20代女性)」
- ・ 「家事・育児は女性がするものという固定観念が根強いいため、男性が育休を取得できない(しにくい)と聞くことが多い。(30代女性)」
- ・ 「地域内の諸行事では、常に男性が中心・主体となっている。(60代男性)」

目標指標	現況	目標値
「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合	56.7% (令和元年度)	70.0% (令和7年度)
社会全体において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	13.9% (令和元年度)	30.0% (令和7年度)

目標指標は「第5次おおいた男女共同参画プラン(令和3年3月)」より

5 理工系分野を目指す女子中高生等への支援

理工系分野で活躍するロールモデルの紹介等により、女子中高生が科学技術に興味・関心を高める機会を増やしていくとともに、保護者、教職員への意識啓発の充実を図ること。

- ・ 大学理学部の女性比率は28.6%、工学部は16%と、進路選択で理系学部を選択した女性の割合は少ない。(文部科学省「令和2年度学校基本調査」)
- ・ その理由として「女子は男子に比べて理工系分野が苦手」というステレオタイプな思い込み、理工系分野で活躍するロールモデルが少ないこと等が考えられる。

令和 年 月 日

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

大分県議会議長 御手洗 吉生

大分県議会議員ハラスメントの防止に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、大分県議会議員のハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 ハラスメントとは、セクシャル・ハラスメント、妊娠・出産・育児又は介護に関するハラスメント等をいう。

2 第1項に掲げるセクシャル・ハラスメント、妊娠・出産・育児又は介護に関するハラスメントは、大分県職員ハラスメント防止要綱（平成11年3月1日制定）第2の規定を準用する。この場合において、「職場」を「議会」、「職員」を「議員」、「の勤務環境を害する」を「に対する問題となる」と読み替える。

（議長の責務）

第3条 議長は、ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講ずるものとする。

（議員の責務）

第4条 議員は、ハラスメントをしてはならない。

2 議員は、相互の人権を尊重し、ハラスメントの防止及び排除に努めるものとする。

（相談及び苦情の申出）

第5条 ハラスメントを受けた若しくは目撃した議員は、議長に対し、ハラスメントに関する相談及び苦情を書面又は口頭により申し出ることができる。

2 ハラスメントを未然に防止する観点から、ハラスメントの発生のおそれがある場合も同様とする。

（相談及び苦情の対応）

第6条 議長は、ハラスメントに関する相談及び苦情について、公正かつ

適正に対処するため、関係者に対して事実関係を確認し、確認に基づいて対応するものとする。

(相談及び苦情の体制)

第7条 副議長は議長を補佐する。

2 議会事務局職員(局長・次長・総務課長・総務企画監の職にある者。以下「職員」という。)は、議長に対する相談及び苦情申し出の窓口の役割を果たすとともに、議長及び副議長の指示に従い、事実関係の確認及び確認に基づく対応に関する事務を遂行するものとする。

(秘密の保持)

第8条 議員及び職員は、ハラスメントの当事者のプライバシーを保護し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定める。

附則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

一般質問・質疑の取扱いについて

1 一般質問の方法、時間の申合せ（昭和58年6月27日 議会運営委員会決定）

(1) 申合せ

昭和54年第2回定例会～昭和58年第1回定例会 申合せ	議会運営申し合せ事項（昭和58年6月27日申合せ）
<ul style="list-style-type: none"> ・希望者全員 ・おおむね20分 ・再質問おおむね5分 <p style="text-align: center;">（ 運営要領等資料が不明なため、内容のみ記載 ）</p>	<p>質問の方法について 一般質問は3日間、12人(会派に割当て)を原則とする。</p> <p>質問時間 質問時間は1人25分以内(答弁時間は含まず)、再質問は5分以内とする。</p>

(2) 申合せの考え方

- ・質問者数は、全議員に年間1人1回、質問の機会を確保するためには、48回が必要であり、これを4回に分けると一會期12回、12人となるので、これを所属議員数により比例按分し、各会派の質問者数とする。

2 質疑の時間及び発言通告書提出時期の申合せ（平成11年7月16日 議会運営委員会決定）

(1) 議会運営要領

改正前（平成11年7月6日議運決定）	改正後（平成11年7月16日議運決定）
（新 設）	<p><u>6. 質疑について</u> <u>当該定例会において一般質問枠のない会派（無所属を含む）の議員が行う質疑については、1会派当り10分以内(答弁時間は含まない)とし、その時間内で再質疑を行うことができる。</u></p>

(2) 議会運営申し合せ事項

改正前（平成11年7月6日議運決定）	改正後（平成11年7月16日議運決定）
<p>2. 発言通告書及び質問時間</p> <p>(1) 発言通告書は、一般質問及び代表質問については質問開始日の前々日（前々日が休日のときは当該休日の前日）の正午まで、</p> <p style="text-align: center;">質疑及び討論についてはあらかじめ事務局議事課に提出する。</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 質問 時間の計測については残時間表示器で行い、質問 時間終了時にブザーで告知する。</p>	<p>2. 発言通告書及び質問時間</p> <p>(1) 発言通告書は、一般質問及び代表質問については質問開始日の前々日（前々日が休日のときは当該休日の前日）の正午まで、<u>一般質問枠のない会派（無所属を含む）が行う知事提出議案に対する質疑については質疑日の前々日の正午まで、先議案件、議員提出議案、委員長報告に対する質疑及び討論についてはあらかじめ事務局議事課に提出する。</u></p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 質問<u>及び質疑</u>時間の計測については残時間表示器で行い、<u>質問及び質疑</u>時間終了時にブザーで告知する。</p>

議会運営要領の変遷（質問時間、質問人数等）

年	回	質問者数			議 運 申 し 合 わ せ	
		代表	準代表	一般	代 表 質 問	一 般 質 問
5 0	2	3		1 1	交渉団体から1人ずつ 60分	希望者全員 20分
	3			8		
	4			1 1		
	5 1	1	3			
5 1	2			1 2		
	3			1 0		
	4			1 1		
5 2	1	3		8		
	2			7		
	3			9		
	4			1 0		
5 3	1	3		6		
	2			9		
	3			1 0		
	4			1 0		
5 4	1			5		
	2	4		1 2		
5 5	3			9		
	4			1 5		
	1	4		1 5		
	2			1 3		
5 6	3			1 3		
	4			1 2		
	1	4		1 3		
	2			1 3		
5 7	3			1 2		
	4			1 3		
	1	4		1 0		
	2			1 2		
5 8	3			1 0		
	4			1 2		
	1			9		
	2	4	2	7		
5 9	3			1 2		
	4			6		
	1	3	2	1 1		
	2			1 2		
6 0	3			1 1		
	4			1 2		
	1	3	2	1 1		
	2			1 1		
6 1	3			1 1		
	4			1 2		
	1	3	2	9		
	2			1 2		
6 2	3			1 0		
	4			1 2		
	1			1 1		
6 3	2	3		1 2		
	3			1 2		
	4			1 2		
1	1	3		1 1		
	2			1 2		
	3			1 2		
	4			1 2		
2	2	2		1 1		
	3			1 2		
	4			1 2		
3	1			1 1		

年	回	質問者数			議 運 申 し 合 わ せ	
		代表	準代表	一般	代 表 質 問	一 般 質 問
3	2	2		1 2	交渉団体から 1 人ずつ 5 0 分以内	1 2 人（会派に割当） 2 5 分以内 再質問 5 分以内
	3			1 2		
	4			1 2		
	4	1	2			
2				1 2		
3				1 2		
4				1 2		
5	1	2		1 2		
	2			1 2		
	3			1 0		
	4			1 2		
6	1	2		1 2		
	2			1 2		
	3			1 2		
	4			1 2		
7	1			1 0		
	2	3		1 2		
	3			1 2		
	4			1 2		
8	1	3		1 2		
	2			1 2		
	3			1 1		
	4			1 2		
9	1	3		1 2		
	2			1 2		
	3			1 2		
	4			1 2		
1 0	1	3		1 2		
	2			1 2		
	3			1 2		
	4			1 2		
1 1	1			1 2	交渉団体から 1 人ずつ 5 0 分以内	1 2 人（会派に割当） 2 5 分以内 再質問 1 0 分以内、残時間で再々質問も可
	2	3		1 2		
	3			1 2		
	4			1 2		
1 2	1	3		1 1		
	2			1 2		
	3			1 2		
	4			1 2		
1 3	1	3		1 2		
	2			1 2		
	3			1 2		
	4			1 2		
1 4	1	3		1 2	交渉団体から 1 人ずつ 5 0 分以内	1 2 人（会派に割当） 2 5 分以内 再質問 1 0 分以内、残時間で再々質問も可 （議案に対する質疑は、1 会派 1 0 分以内） （12年1定で要領別表改正 少数会派に配慮）
	2			1 2		
	3			1 2		
	4			1 2		
1 5	1			1 2		
	2	4		1 2		
	3			1 2		
	4			1 2		
1 6	1	4		1 2		
	2			1 2		
	3			1 2		
	4			1 2		
1 7	1	5		1 2		
	2			1 2		
	3			1 2		
	4			1 2		
1 8	1	5		1 2	交渉団体から 1 人ずつ 5 0 分以内	1 2 人（会派に割当） 2 5 分以内 再質問 1 0 分以内、残時間で再々質問も可 （議案に対する質疑は、1 会派 1 0 分以内）
	2			1 2		
	3			1 2		
	4			1 2		
1 9	1			1 2		

年	回	質問者数			議 運 申 し 合 わ せ	
		代表	準代表	一般	代 表 質 問	一 般 質 問
19	2	3		12	交渉団体から1人ずつ 50分以内	同上
	3			12		
	4			12		
20	1	3		12		
	2			12		
	3			12		
21	4			12		
	1	3		12		
	2			12		
22	3			12		
	4			12		
	1	3		12		
23	2			12		
	3			12		
	4			12		
24	1	4		12		
	2			12		
	3			12		
25	4			12		
	1	4		12		
	2			12		
26	3			12		
	4			12		
	1	4		12		
27	2			12		
	3			12		
	4			12		
28	1			12		
	2			12		
	3	3		12		
29	4			12		
	1	3		12		
	2			12		
30	3	3		12		
	4			12		
	1	3		12		
31	2			12		
	3			12		
	4			12		
1	1	3		12		
	2			12		
	3			12		
2	4			12		
	1			12		
	2			12		
3	3	3		12		
	4			12		
	1	3		12		
4	2			12		
	3	3		12		
	4			12		
5	1			12		
	2			12		

一般質問・質疑に関する申合せ、先例（抜粋）

議会運営要領（令和元年6月28日 議会運営委員会決定、令和2年2月18日一部改正）

4．一般質問について

- （1）一般質問は、別表の順位により行う。
- （2）質問時間は、1人30分以内とし、答弁を含めておおむね60分以内とする。なお、回数の制限は行わない。

6．質疑について

- （1）当該定例会において一般質問枠のない会派（無所属を含む。）の議員が行う質疑については、1会派当たり10分以内（答弁時間は含まない。）とし、回数の制限は行わない。
- （2）定例会における先議案件、人事議案、議員提出議案、委員会提出議案、委員長報告に対する質疑は、1人10分以内（答弁時間は含まない。）とし、回数の制限は行わない。
- （3）臨時会における質疑については、1会派（無所属を含む。）当たり10分以内（答弁時間は含まない。）とし、回数の制限は行わない。

議会運営申合せ事項（令和元年6月28日 議会運営委員会決定）

1．一般質問について

- （1）同一会派内の順位は所属会派で決め、開会日の議会運営委員会で内定する。
- （2）質問者が割当数に満たないときは、その取扱いは議会運営委員会で協議することができる。
- （3）質問の順位がきたのに質問しないときは、開会日の議会運営委員会で内定した順位を順次繰り上げる。

大分県議会先例集（平成30年3月） 第6章 発言 第2節 質問・質疑

- 66 その日の質問者数は、あらかじめ議会運営委員会で決めるのが例である。
- 68 上程案件に対する質疑は、先議の場合を除き、一般質問と併せて行うのが例である。
- 71 質問（代表・一般・緊急）は、議会運営委員会の申合せにより行うのが例である。

なお、この申合せは、任期中の申合せ事項として最初の議会運営委員会で決定する。